

一般財団法人こまき市民文化財団生涯学習市民講師の登録等に関する要綱

令和3年1月6日
2こ文財第180号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市における生涯学習を推進発展させることを目的として、教育、文化、スポーツ等の各分野において知識、技能及び指導力を有する者が市民の生涯学習活動を指導する生涯学習市民講師（以下「市民講師」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 市民講師は、その登録された分野に係る指導、講座の実施等を市民の依頼に応じて行うものとする。

(登録の要件)

第3条 市民講師の登録をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小牧市における生涯学習等を推進発展することに賛同し、市民の生涯学習活動の推進に意欲を有する者
- (2) 教育、文化、スポーツ等の各分野において、人並み優れた専門的な知識、技能及び指導力を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は前項の登録をすることができない。
 - (1) 登録の内容について、情報の公開及び提供することを承諾しない者
 - (2) 営利を目的とし、又は特定の営利事業を支持し、若しくは援助する内容の指導又は支援を行う者
 - (3) 特定の政党の利害に関する指導若しくは支援又は公の選挙に係る特定の政党及び候補者を支持する内容の指導を行う者
 - (4) 特定の宗教又は特定の宗教団体等を支持し、又は援助する内容の指導又は支援を行う者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）と認められた者。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られた者。

(登録の申請)

第4条 市民講師の登録を希望する者は生涯学習市民講師登録(更新)申請書(様式第1)を、一般財団法人こまき市民文化財団(以下「こまき市民文化財団」という。)に提出しなければならない。

(登録の決定等)

第5条 こまき市民文化財団は、前条の申請があったときはその内容を書面及び面接により審査し、第3条に規定する要件を満たすときは、登録をするものとする。

2 登録の期間は、登録の日からその年度の末日までとする。

3 こまき市民文化財団は、毎年度の末日までに登録をしている者(以下「登録者」という。)に対して、翌年度の登録について継続する意志の確認を行い、継続を希望する場合は、当該登録を1年度延長するものとする。翌年度以降においても同様とする。

(登録の変更)

第6条 登録者は第4条の申請書の記載事項について変更が生じた場合は、速やかにその旨をこまき市民文化財団に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 こまき市民文化財団は、登録者が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき、市民講師として不適格な行為があると認めるとき、又は登録者から登録の取消しの申出があったときは、当該登録者の登録を取り消すものとする。

(市民講師への依頼等)

第8条 市民講師への指導を依頼することができるのは、小牧市内在住、在勤、又は在学する者に限る。

2 市民講師との連絡調整は、指導を依頼する者(以下「依頼者」という。)が直接行うものとする。

3 市民講師の指導に係る講師料その他経費については、依頼者が負担するものとする。

4 市民講師への依頼に関し、市民講師及び依頼者並びに第三者間でトラブルが発生し、当事者間で損害が生じた場合であっても、当財団は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行する。

この要綱は、令和3年1月6日から施行する。